二十一の二　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局にあっては、計画・建設産業課の所掌に属するものを、東北地方整備局にあっては、建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

二十二～二十五　（略）

（都市整備課の所掌事務）

**第八十五条**　都市整備課は、前条第四号、第五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第二十号まで（第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十七号にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

（住宅整備課の所掌事務）

**第八十六条**　（略）

2　中部地方整備局及び九州地方整備局の住宅整備課は、第一項に規定する事務のほか、第八十四条第二十三号及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事務（建設産業課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（港湾空港部に置く課等）

**第百六条**　港湾空港部に、次に掲げる課、室及びセンターを置く。

港政課

港湾管理課

港湾計画課

港湾事業企画課

港湾空港整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局を除く。）

港湾整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

空港整備課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

海洋環境・技術課

港湾空港防災・危機管理課

特定離島港湾計画課（関東地方整備局に限る。）

クルーズ振興・港湾物流企画室

工事安全推進室（関東地方整備局に限る。）

品質確保室

首都圏臨海防災センター（関東地方整備局に限る。）

近畿圏臨海防災センター（近畿地方整備局に限る。）

（港政課の所掌事務）

**第百七条**　港政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾の利用に関すること（港湾計画課及びクルーズ振興・港湾物流企画室（関東地方整備局にあっては、港湾計画課、特定離島港湾計画課及びクルーズ振興・港湾物流企画室）の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）

二十一の二　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（東北地方整備局、北陸地方整備局、中国地方整備局及び四国地方整備局にあっては、計画・建設産業課の所掌に属するものを、九州地方整備局にあっては、建設産業課の所掌に属するものを除く。）。

二十二～二十五　（略）

（都市整備課の所掌事務）

**第八十五条**　都市整備課は、前条第四号、第五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、住宅整備課及び建築安全課の所掌に属するものを、中部地方整備局にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）、第六号から第二十号まで（第七号（防災街区整備事業に関するものを除く。）及び第十七号にあっては、住宅整備課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務並びに防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事務をつかさどる。

（住宅整備課の所掌事務）

**第八十六条**　（略）

2　中部地方整備局の住宅整備課は、第一項に規定する事務のほか、第八十四条第二十三号及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事務（建設産業課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（港湾空港部に置く課等）

**第百六条**　港湾空港部に、次に掲げる課、室及びセンターを置く。

港政課

港湾管理課

港湾計画課

港湾事業企画課

港湾空港整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局を除く。）

港湾整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

空港整備課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）

海洋環境・技術課

港湾空港防災・危機管理課

特定離島港湾計画課（関東地方整備局に限る。）

港湾物流企画室

品質確保室

首都圏臨海防災センター（関東地方整備局に限る。）

近畿圏臨海防災センター（近畿地方整備局に限る。）

（港政課の所掌事務）

**第百七条**　港政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　港湾の利用に関すること（港湾計画課及び港湾物流企画室（関東地方整備局にあっては、港湾計画課、特定離島港湾計画課及び港湾物流企画室）の所掌に属するものを除く。）。

三・四　（略）